

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）26条の規定に基づく保護廃止決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

### 第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇区福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し平成28年7月27日付けで行った法26条の規定に基づく保護廃止決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

### 第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね、次のとおり、本件処分は違法又は不当である旨を主張している。

処分庁は、請求人の父（平成〇〇年〇〇月〇〇日死亡）の遺産4,118,139円から3,161,825円を減じた956,314円を「繰越額」とし、その全額を費消するまで保護を廃止するとしているが、今後、他の相続人（請求人の母及び兄弟）と、その他の財産の有無、遺言の有効性、遺留分減殺請求権の行使の有無等を協議した上で、請求人の取得分を確定していくものである。未分割の時点で、現在判明している遺産の総額を請求人の財産と認定し、収入額を算出することはできないはずである。

#### 第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

#### 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成29年1月17日	諮問
平成29年3月21日	審議（第7回第4部会）
平成29年4月17日	審議（第8回第4部会）

#### 第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

##### 1 法等の定め

- (1) 保護の実施機関は、被保護者が保護を必要としなくなったときは、速やかに、保護の停止又は廃止を決定し、書面をもって、これを被保護者に通知しなければならない（法26条）。「保護を要しなくなったとき」とは、当該世帯における収入の臨時的な増加等により、以後おおむね6か月を超えて保護を要しない状態が継続すると認められるときがこれに当たる（「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日付社保第34号厚生省社会局保護課長通知第10・問12（答）2(2)））。そして、保護の要否は、当該世帯につき認定した最低生活費と認定した収入との対比によって決定する（「生活保護法による保護の実施要領について」昭和36年4

月 1 日付厚生省発社第 1 2 3 号厚生事務次官通知第 1 0 ) 。

(2) なお、上記各通知は、地方自治法 2 4 5 条の 9 第 1 項及び第 3 項の規定による処理基準である。

2 以下、本件について検討する。

(1) 平成 2 8 年 8 月の請求人の最低生活費は、8 0 , 1 6 0 円 (生活扶助) + 2 2 , 4 0 0 円 (住宅扶助) + 1 , 6 0 0 円 (国民健康保険料) + 2 6 , 9 1 0 円 (医療費 (保険適用一部負担金)) = 1 3 1 , 0 7 0 円であり、その 6 か月分は、7 8 6 , 4 2 0 円となる。

(2) 平成 2 8 年 8 月の請求人の収入額は、1 0 5 , 7 0 0 円 (平成 2 8 年 7 月分給与) - ( 1 6 , 4 6 0 円 (勤労控除額) + 1 , 6 9 4 円 (交通費) ) = 8 7 , 5 4 6 円となり、6 か月間で 5 2 5 , 2 7 6 円となることが見込まれ、本件収入額 ( 4 , 1 1 8 , 1 3 9 円) と合算すると、4 , 6 4 3 , 4 1 5 円となる。そして、当該合算額から法 7 8 条に基づき徴収する予定の額 3 , 1 6 1 , 8 2 5 円を減じると、1 , 4 8 1 , 5 9 0 円となり、上記(1)で計算した請求人の最低生活費 6 か月分の額 7 8 6 , 4 2 0 円を大幅に上回る。

したがって、処分庁が、請求人について、おおむね 6 か月を超えて「保護を必要としなくなった」状態が継続すると判断して、保護を廃止したことは、上記 1 の法等に則って行われたものであり、違法又は不当は認められない。

3 請求人は、本件処分により収入認定された金銭は、請求人の父からの遺産であり、遺産分割前の預り金に過ぎないものであるから、これを収入認定した本件処分は違法である旨を主張する。

仮に、本件口座に振り込まれた別紙記載の入金が遺産だとすれば、遺産分割手続により被保護者が相続することとなった財産の額を限度として、収入認定されるべきである (平成 2 1 年 3 月 3

1 日付厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡「生活保護問答集について」問13-6（答）(2)参照）。

しかし、本件処分時まで、本件口座に振り込まれた別紙記載の入金について、請求人が父から預かったものであるとの客観的な証拠が認められず、また、本件口座内の金銭は、おおよそ引き下ろされていることが認められることからすれば、請求人が遺産分割前の預り金として保管している客観的な状況があるとも言えない。

それゆえ、処分庁が、本件口座に振り込まれた別紙記載の入金を、遺産でないと判断して、収入認定し、本件処分を行ったことが、不合理であるとは言えず、違法又は不当は認められない。

#### 4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申を行った委員の氏名）

松井多美雄、宗宮英俊、大橋真由美

別紙（略）